



広報

よなばる

2014 No.449

1/5



新しい街の夜明け

魅力発見フォトコンテスト受賞作品… 11ページ

申し上げます



新年、明けましておめでとうございます。
町民の皆様におかれましては、希望に満ちたすがすがしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

私は町長に就任して8度目の春を迎えます。行政運営の責任の重さを痛感しながら試行錯誤を繰り返し「町民の町民による町民のための政治」を信条とした、まちづくりに努めてまいりました。

さて、政府は、長期にわたるデフレと景気低迷からの脱却を実現するために「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」の3本の矢を一体として、強力に推進しています。その効果で国内の景気が回復し、雇用や所得の向上において、町民の生活や暮らしが豊かになることを願っています。

また、沖縄県は、21世紀ビジョンの中でコンサートや展示会、企業の報奨旅行や国際会議（MICE）などを受け入れる施設として、2万人規模の構想案を打ち出し、場所選定作業を行っています。

与那原町と西原町は、マリントウン地区への誘致にいち早く名乗を挙げ、県知事への要請活動を行いました。与那原町を核とした東地域発展の絶好の機会として捉え、隣市町村の協力のもと、住民大会の開催をするなど、MICE施設の誘致に全力で取り組んでいます。与那原にMICE施設が誘致されれば、経済効果も高く、国際交流も進み、大きな発展が期待されます。今年度には、候補地が決定される見込みです。私は今、3C（チャンス、チャレンジ、チェンジ）時代だと感じています。そのチャンスが訪れたことを町民としっかり意識を共有し、まちづくりを進めていきたいと考えておりますので、これまでと変わらぬご協力をお願い致します。

結びに、本年が皆様にとって、健康で、喜びと幸せに満ちた一年となりますことを心からお祈り申し上げ、新年の挨拶といたします。



与那原町長

古 堅 國 雄

あらたま とし たん くぶ
新玉ぬ年に 炭と昆布 飾てい
くくる しがた
肝心から姿 若くなゆさ
しゅうぐわち
ぐすーよー いい正月で一びる

昨年は、国内では、国の経済政策により景気の回復がみられ、2020年オリンピック・パラリンピックの東京開催が決定するなどの明るい話題がありました。しかし、震災からの復興対策、社会保障と税の一体改革、領土問題などの難題が山積しております。

町政が取り組むべき課題も教育や福祉・医療対策、行財政改革等多岐にわたっておりますが、沖縄女子短期大学の東浜移転が決定し、南部地域における初の大学として社会的・経済的効果が期待されるところです。また、県の大型MICE施設のマリントウン地区への誘致を要請しており、MICE施設誘致実現により与那原町のみならず東海岸の活性化を図る事が望まれます。

町議会においては、昨年の議員改選により新しい議会構成で4年間を始動いたしました。フレッシュな顔ぶれも加わり、さらに積極的に議会活動を進めてまいります。これまで、「開かれた議会」を目指して議会報告会や一般会議を開催してきましたが、昨年は、その集大成として議会基本条例を制定いたしました。「わかりやすい議会」として、定例会の一般質問では一問一答方式の導入と質問者席を設置いたしました。また、議員の資質向上のための研修を実施し、行政への監視・評価をはじめ独自の政策提案など、議会機能の充実強化に取り組みました。今後も、さまざまな町政課題の解決に向け、町議会の改革・活性化を積極的に進めてまいります。

年頭に当たり、今年が明るく希望の持てる年となりますとともに、町民皆さまのご健勝とご多幸を心から祈念申し上げます。



与那原町議会議員長

識 名 盛 紀



平成26年 年頭あいさつ

新春の御祝辞を



与那原町副町長

福地 齊

新年明けましておめでとうございます。

町民の皆様におかれましては、希望に満ちた希望あふれる新春をお迎えることとお慶び申し上げます。

国内では、東日本大震災から2年9か月が経過しているにもかかわらず復興が思うように行かない中、アベノミクス効果もあり、少しずつではありますが経済状況が上向きになりつつあります。

本町においては、東浜地区を中心に順調に人口が伸びており相変わらず人口増加率県内1位を堅持しております。特に子育て世代の30代40代の方々の転入が多く、それに伴い子供達も増えておりますが、沖縄女子短期大学が進出することも決定しており、来年の10月開校に向けて今年から校舎建設が始まりますので、今後、更に活気あふれる町並み風景が多く見られることと思われます。

町の税金も順調に伸びており、板良敷沿岸線、親川通りから延長の町道5号線の整備等により水路沿いの整備も進み、憩いのある空間づくりがな

されつつあります。今年の2月には、町民待望の体育館機能を併せ持つ複合施設建設が着工され、来年には完成する予定であります

今年も、若年層の人口流入による子どもの増加に対応すべく、子育て環境の更なる整備等に取り組み、町が更に発展するよう全職員一丸となって「与那原町民すべてが幸せだと感じられる町づくり」を目指して努力していく決意であります。

どうか新年が町民の皆様にとりまして幸せだと感じられる日々が多き年になりますようご祈念申し上げ、新年のごあいさつと致します。



与那原町教育長

照屋 勉

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

町民の皆様には希望に満ちた新春をお迎えることとお慶び申し上げます。

平素は、学校教育及び生涯学習振興事業の推進にご理解と多大なるご協力を賜り、衷心より厚く感謝申し上げます。いっぺーにふえーで一びたん。

平成25年度は、情報化・高齢化・国際社会の進展に主体的に対応できる個性豊かな町民の育成を目指して自己教育力を高め、自己実現に向けて努力する町民の育成を図ることを目標に掲げ、諸施策を実施しております。そして、教育・文化・歴史・スポーツの町与那原町を創造するために今後も町民の皆様と協働して進めていきます。

「^{そつたくどうじ}啐啄同時」という言葉があります。両方が（親鳥と雛）一致して雛が生まれる「機」（タイミング）を得て両者相応じる得難い好機のことです。（転じて教える側と教わる側の両者がちょうど良いタイミングでそれを行うと良い結果が生まれる。）教師と児童・生徒、親と子、地域の大人と地域の子どもの関係においても、この「啐啄同時」は、とても意味深い言葉であると思います。見守りながらも絶

妙なタイミングで手を差し伸べるこそが子ども達の成長を促していけるものだと考えております。地域の教育力の向上においても、そのタイミングが重要になると思います。

「教育は百年の計」であります。拙速に事を運んではならないと承知しています。昨今の社会を取り巻く環境には、厳しい要素もありますが、様々な課題の一つひとつの確に対応し、学習環境や生活環境の整備に努めてまいります。そのためには、緩ならず急ならず、町民の皆様一人ひとりの力強い縦糸を基軸に人材育成と心の教育という横糸を紡いでいかなければならないと思っております。

結びに、町民皆様のご健勝と今年が皆様にとって幸多き良い年でありますようお祈り申し上げご挨拶といたします。



劇 大型絵本と木管五重奏 や歌、島くとぅばで発表会

「はいさい! はいたい!」

島くとぅばの継承と、子どもたちを本に親しんでもらおうと、与那原町教育委員会と与那原町社会教育委員の主催で「平成25年度 与那原町島くとぅば発表会・ファミリー読書フェスティバル」が11月30日、与那原町コミュニティセンターで開催され、町民約400人がイベントを楽しみました。

午前中に行われたファミリー読書フェスティバルでは、大型絵本「ピーターと狼」をプロの語り手が朗読し、エミュ木管五重奏団が効果音とバックミュージックを演奏する贅沢な読み聞かせでした。会場の子どもたちは生の効果音や語り手の声に時折ハッとしながら絵本に見入っていました。

午後は保育園児から小学生、女性会・老人会など幅広い年代の方が登壇しての「与那原町島くとぅば発表会」が行われました。創作劇や与那原小学校校歌、民話や発表者が書いた作文を島くとぅばで発表するなど、多種多様な形での発表会でした。

発表者の取りを務めた板良敷の神谷春次さん(80)はカラオケの「丘の一本松」に即興を交え1人芝居風に熱演し、会場を沸かせました。

ほか女性会によるカレーやそばの軽食、クラウンあいろのバルーンパフォーマンス、スペシャルゲスト黄金言葉のシルーによる漫談などがあり、来場者はイベントを楽しみました。



◀九州各県の消防援助隊による災害救助訓練

負傷者の救急処置を学ぶ



▼東浜自主防災会のメンバー

マ 地震に自信を! リントウンで大規模訓練

「東浜で震度6強の地震が発生!」

防災機関の相互連携を目的に、「緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練」が11月26日から3日間、中城湾港マリントウンで開催され、109団体・約1,500人が参加しました。

11月26日午前9時、東浜で震度6強の地震が発生、甚大な被害が発生したことを想定。町災害対策本部(古堅國雄本部長)が自衛隊、緊急消防援助隊へ応援要請し、翌27日に九州各県からマリントウンへ部隊が集結、28日に実動訓練が実施されました。

同時開催された「沖縄県総合防災訓練」では、時折小雨の降る中、東浜自主防災会を中心に約200人が、炊出しや土のう作り、災害時伝言ダイヤルの使用方法などを学びました。



東 ばあばといっしょにね 幼稚園でひじき饅頭作り

子どもたちが町産品に触れ、地域に愛着を持ってもらおうと、与那原東幼稚園(與那嶺剛園長)の園児が11月27日、東小の調理室を借りてひじき饅頭作りを行いました。

与那原・西原町漁協女性部の皆さんが饅頭の作り方を指導。生地を薄く延ばし、与那原ひじきにひき肉や野菜を練り込んだ具を詰めます。具がはみ出さないように、園児たちは女性部メンバーの手を借りながらの作業。月桃を敷いて蒸し、出来たてをほおばりました。



よ な ば る ち ょ う
与那原町

位置 N26°11'44" E127°45'25"
面積 5.10km²
年平均気温 22.3℃
年間降水量 1688mm

呼称 琉球語で「ユナバル」。
語意 「ヨナ」は海岸のサンゴ砂(ユニ・ヨナあるいはユナ)による。「ハル」は開墾地の意。「おもろさうし」には「よなはら」とみえる。

町花木 デイゴ
町木 リュウキュウコクタン
町花 ハイビスカス

町民憲章

- 一、みんなでつくろう
みどり豊かな美しいまちを
- 一、みんなでそだてよう
奉仕するところと福祉のまちを
- 一、みんなでめざそう
平和で明るい健康なまちを
- 一、みんなできずこう
かおり高い文化のまちを
- 一、みんなでのばそう
活気あふれる産業のまちを

今月号の内容

- 平成26年 町長ほか年頭あいさつ…2
- 平成25年度 上半期の町財政を公表…6
- 町職員の給与・定員管理等の公表…8
- 新設・変更 与那原町の新行政機構…10
- 魅力発見コンテスト 受賞作品発表…11
- 20歳になったら国民年金 加入手続き…12
- はたちの献血 血液が足りません…13
- 小中学校就学援助・指定校変更手続き…14
- あかぎ児童館エコまつり・町史編纂室…16
- いこうよ図書館・ファミサポ移転先…17
- 浄化槽は生き物・猫の飼い方マナー…18
- 国保世帯 所得申告をお忘れなく…19
- 確定申告・町県民税申告受付日程…20
- 成人式は12日午後3時開始 行事案内…22
※「沖女潜入ルポ」はお休みします

町の人口(12月15日現在・カッコ内は前月末比)

男 8,981(+1)
女 9,566(+3)
計 18,547(+4)
世帯数 7,179(+2)

公共下水道普及状況(H25.11月末現在)

使用可能人口 12,498人(+36人)
使用人口 8,958人(+93人)
使用人口率 71.7%(+0.6%)
使用可能世帯数 4,765件(+1件)
使用世帯数(栓数) 3,152件(+19件)
使用世帯率数 66.1%(+0.3%)

ちゃんぶる一市
にチンドン屋出
現=昨年12月
1日親川通り



阿 互いに披露しあって交流深める
知利保育所で芸能鑑賞会

琉舞や大鼓、三線など沖縄の伝統文化に幼いころから親しみ、守ることの大切さを育もうと、阿知利保育所が18年前から行っている「伝統芸能鑑賞会」が11月14日行われ、江口区の老人会で構成する「江口区ひなぎく会」の25人を会場に招いて一緒に鑑賞しました。

舞台には町出身の国指定組踊伝承者・久場英さんが琉舞を披露。久場さんは沖縄の文化を子どもたちに継承したいと毎年訪れています。園児やひなぎくの会も踊り手となり、方言遊びなども加えて交流を楽しみました。



保育所職員と谷茶前を舞う久場さん(左)

ひなぎくの会からの参加者は「子ども達とたくさん触れ合えて楽しかった」「小さい子どもたちからパワーをもらえた」と話していました。



ひなぎく会の皆さんと手遊びを楽しむ園児たち

叙 町民が祝う
勲受章祝賀会

今年度叙勲を受けた町民を祝おうと12月6日、与那原町勲受章祝賀会が町社会福祉センターで行われ、約130人が集いました。

会には今年受章した6人のうち、金城末子さん(瑞宝双光章=看護業務功労・当添)、瑞慶村剛さん(瑞宝単光章=警察功労・浜田)、伊是名雅市さん(瑞宝単光章=警察功労・板良敷)の3人が出席。公私ともにゆかりのある関係者や一般町民が杯を交わし、長年の労をねぎらいました。



上半期の財政事情を公表します

財政公表は、町の財政がどのように運営されているかを知っていただくために、年2回公表されるものです。ここでは、町予算の歳入・歳出、執行状況を中心に、町の借入金、町民の税負担額などをお知らせします。

町では、町民福祉の向上と地域社会発展のために、健全な財政運営に努めながらさまざまな事業を進めております。町民皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※数値はすべて平成25年9月末現在です

町税の徴収状況 (現年課税)

徴収すべき町税(調定額)	1,417,699千円
収入済額	800,141千円
徴収率	56.44%

町有財産の状況 ※

土地	行政財産	195,859㎡
	普通財産	44,164㎡
建物	行政財産	42,548㎡
	普通財産	522㎡

各会計予算の執行状況 ※

(単位:千円)

会計名	歳入			歳出		
	予算現額総額	収入済額総額	収納率(%)	予算現額総額	執行額総額	執行率(%)
一般会計	7,425,032	3,108,008	41.9	7,433,098	2,979,110	40.1
国民健康保険特別会計	2,370,176	946,328	39.9	2,370,176	989,575	41.8
後期高齢者医療特別会計	107,745	54,521	50.6	107,745	39,758	36.9
公共下水道特別会計	563,719	200,766	35.6	563,732	163,618	29.0
上水道企業会計 (収益的収支)	405,280	32,833	8.1	398,935	144,307	36.2
上水道企業会計 (資本的収支)	45,005	0	0.0	195,416	39,304	20.1

町債の状況 ※

(単位:千円)

借入先	借入金合計(元金)		一般会計	下水道	上水道
財政融資資金	6,651,290	71.6%	4,555,916	1,941,526	153,848
簡易保険・郵貯資金	637,484	6.9%	252,281	385,203	0
公営企業金融公庫	886,577	9.6%	265,742	509,842	110,993
共済等	590,138	6.4%	590,138	0	0
保険会社等	49,490	0.5%	49,490	0	0
市中銀行・その他金融	439,987	4.7%	439,987	0	0
その他	28,534	0.3%	28,534	0	0
計	9,283,500	100.0%	6,182,088	2,836,571	264,841

一般会計歳入の内訳※

歳入	予算現額	収入済額
地方交付税	1,816,232	1,288,463
町債	614,245	0
国庫支出金	931,695	334,162
県支出金	1,425,148	126,409
地方譲与税	30,975	9,768
町税	1,355,289	772,836
繰入金	398,734	0
繰越金	318,339	327,703
諸収入	188,503	78,986
その他	345,872	169,681
合計	7,425,032	3,108,008

依存財源(予算現額)
4,818,295千円
(64.9%)

自主財源(予算現額)
2,606,737千円
(35.1%)

土木費



公共事業や道路・公園・団地等の維持管理に必要な経費

予算現額
647,445千円
執行額
260,431千円(40.2%)

消防費



東部消防組合への負担金

予算現額
222,489千円
執行額
111,000千円(49.9%)

議会費



議員の報酬や議会に支障がでないよう環境を整えるための経費

予算現額
101,310千円
執行額
54,476千円(53.8%)

農林水産費



農業や林業、水産業の補助や環境整備に必要な経費

予算現額
72,577千円
執行額
10,068千円(13.9%)

その他



予算現額
361,879千円
執行額
78,110千円(21.6%)

一般会計歳出執行額の内訳

※ 予算現額総額
2,743,098千円
執行額総額
1,110千円
(執行率40.1%)

民生費

福祉などに支出される経費

予算現額
2,568,241千円
執行額
1,037,041千円(40.4%)



教育費

教育を行うために必要な人的・物的諸条件を整えるための経費

予算現額
1,244,585千円
執行額
509,356千円(40.9%)



総務費

防災・防犯、職員の給与、職員の業務に支障がでないよう働きやすい環境を整えるための経費

予算現額
979,253千円
執行額
312,498千円(31.9%)



衛生費

健康増進、疾病予防、環境保全、清掃、などに必要な経費

予算現額
694,475千円
執行額
335,828千円(48.4%)



公債費

町債の償還(元金及び利息)に必要な経費

予算現額
540,844千円
執行額
270,303千円(50.0%)



町職員の給与・定員管理等の公表

町職員の給与は、町議会における給与条例及び予算審議を通じて明らかにされていますが、町民の皆さんにより一層ご理解をいただくため、その内容をお知らせします。

お問い合わせ 総務課⑫ ☎945-2201

④ 職員の初任給の状況 (平成25年4月1日現在)

区分	与那原町		国		
	初任給	採用2年経過日給料月額	初任給	採用2年経過日給料月額	
一般行政職	大学卒	172,200円	185,800円	172,200円	185,500円
	高校卒	140,100円	149,800円	140,100円	149,800円

① 人件費の状況(一般会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (25.3.31)	歳出額 A	実質 収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	23年度の 人件費率
年度 24	人 18,246	千円 7,435,504	千円 125,351	千円 1,004,858	% 13.5	% 11.71

①注 人件費には、特別職に支給される報酬等を含む。

⑤ 職員の経験年数別・学歴平均給料月額状況 (平成25年4月1日現在)

区分	経験年数			
	10年～15年未満	15年～20年未満	20年～25年未満	
一般行政職	大学卒	262,700円	332,600円	364,000円
	高校卒	254,700円	311,900円	343,100円

⑤注 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいう者である。

② 職員給与費の状況(一般会計予算)

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末手当	計B	
年度 25	人 104	千円 366,899	千円 36,929	千円 128,767	千円 532,595	千円 5,121

②注 1. 職員手当には退職手当を含まない。
2. 給与費は当初予算に計上された額である。

⑥ 一般行政職の級別職員数の状況 (平成25年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事 技師 司書	主事 技師	主任 主任技師 主任司書	補佐 主査	課長 参事 局長 補佐	課長 参事 局長	
職員数	24人	17人	26人	24人	17人	10人	118人
構成比%	20.3	14.4	22.0	20.3	14.4	8.5	100

⑥注 1. 与那原町の給与条例に基づく給料表の級区分けによる職員数である。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

③ 職員の平均給料月額、平均年齢の状況 (平成25年4月1日現在)

区分	一般行政職		現業職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
与那原町	295,200円	39.1歳(77)	349,900円	52.1歳(3)
国	329,917円	42.8歳	285,030円	49.7歳
沖縄県	315,600円	41.3歳	343,100円	51.3歳

③注 国・沖縄県においては平成24年4月1日の状況となっています。
()は職員数。

⑧ 特別職の給料・報酬等の状況 (平成25年4月1日現在)

区分	給料・報酬月額	期末手当の支給率			
		6月期	1.4月分	12月期	1.55月分
町長	729,000円				
副町長	590,000円	〃		〃	
教育長	554,000円	〃		〃	
議長	276,000円	〃		〃	
副議長	230,000円	〃		〃	
委員長	222,000円	〃		〃	
議員	215,000円	〃		〃	

⑦ 職員手当の状況 (平成25年4月1日現在)

区分	与那原町			国			
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	
勤期 勉末 手当 当	6月期	1.225月分	0.675月分	1.9月分	1.225月分	0.675月分	1.9月分
	12月期	1.375月分	0.675月分	2.05月分	1.375月分	0.675月分	2.05月分
	計	2.6月分	1.35月分	3.95月分	2.6月分	1.35月分	3.95月分
役職段階別 加算額	有			有			

⑨ 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在単位：人)

部門	区分	職員数			対前年増減数			主な増減理由
		平23	平24	平25	平23	平24	平25	
福祉関係を除く 一般行政	議会	3	3	3	—	—	—	
	総務	22	22	24	1	—	2	
	税務	10	10	10	—	—	—	
	労働	—	—	—	—	—	—	
	農水	2	2	2	—	—	—	
	商工	2	2	3	1	—	1	
	土木	7	7	7	△1	—	—	
	小計	46	—	49	—	—	3	
福祉関係	民生	19	20	20	1	1	1	
	衛生	8	8	8	—	—	—	
	小計	27	28	28	1	—	—	
一般行政計		73	74	77	1	—	—	
特別行政	教育	27	27	27	—	—	—	
	警察							
	消防							
	小計	27	27	27	—	—	—	
公営企業等	病院	—	—	—	—	—	—	
	水道	5	5	5	△1	—	—	
	交通	—	—	—	—	—	—	
	下水道	2	2	2	—	—	—	
	その他	7	7	7	—	—	—	
小計	14	14	14	△1	—	—		
合計		114	115	118	—	—	3	

(注) 職員数は、一般職に属する職員数であり、退職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いている。



区分	与那原町		国		
	自己都合退職	勤奨定年退職	自己都合退職	勤奨定年退職	
退職	勤続20年	22.14月分	28.78月分	21.62月分	27.02月分
	勤続25年	31.56月分	38.95月分	30.82月分	36.57月分
	勤続35年	44.75月分	55.86月分	43.7月分	52.44月分
	最高限度	55.86月分	55.86月分	52.44月分	52.44月分
手当	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			
	特別昇給	無		無	
	1人当たりの平均	23,550,210円		—	

特殊勤務手当 (24年度)	区分	全職種	
		職員全体に占める手当支給職員の割合	36.2%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額	32,670円	
	手当の種類(手当数)	3種類	
	手当の名称	犬、猫等死体処理手当 台風時待機手当 行旅死亡人取扱手当	
時間外勤務手当	24年度	支給総額	7,681千円
		職員1人当たり支給年額	76千円
23年度	支給総額	5,813千円	
		職員1人当たり支給年額	52千円

区分	内容	手当額(月額)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	扶養親族(配偶者、22歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等)のいる職員に支給	配偶者 13,000円 ・その他1人につき 6,500円 ・16歳から22歳の子1人につき 5,000円加算	同	
住居手当	住居を借り受け、又は所有している職員に支給	借り受け 最高支給額 27,000円	同	
通勤手当	通勤距離が2km以上で、バス等を利用している職員に支給	バス運賃月額45,000円までは実費、支給限度額50,000円 自家用車 距離に応じ、2,000円~20,900円	同	

企画部門を強化・子育て支援課が新設

与那原町は効率的な行政運営をするため組織機構を見直し、このほど「与那原町課設置条例」の一部を改正しました。これによって「企画財政課」「産業振興課」の2課が廃止され、「企画観光課」「財政課」「子育て支援課」「農水環境安全課」の4課が新設されます。現行の13課は15課となります。新たな行政機構は今年4月1日から施行されます。

企画観光課を新設

上の森公園に建設される複合施設、軽便鉄道旧与那原駅舎、親川の整備など、町は一括交付金を活用した事業や歴史・文化を生かしたまちづくり、観光の振興などソフト・ハード両面でスピーディーな対応に迫られています。そこで、従来の企画財政課から企画部門を、産業振興課の商工・観光部門を統合し、「企画観光課」を設置します。

子育て支援課を新設

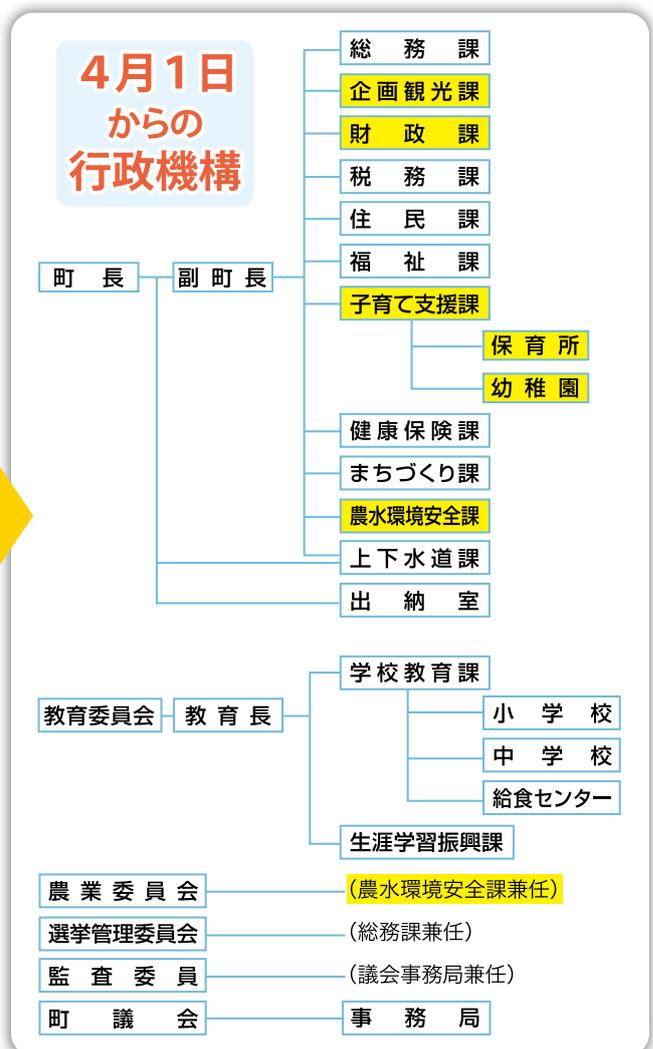
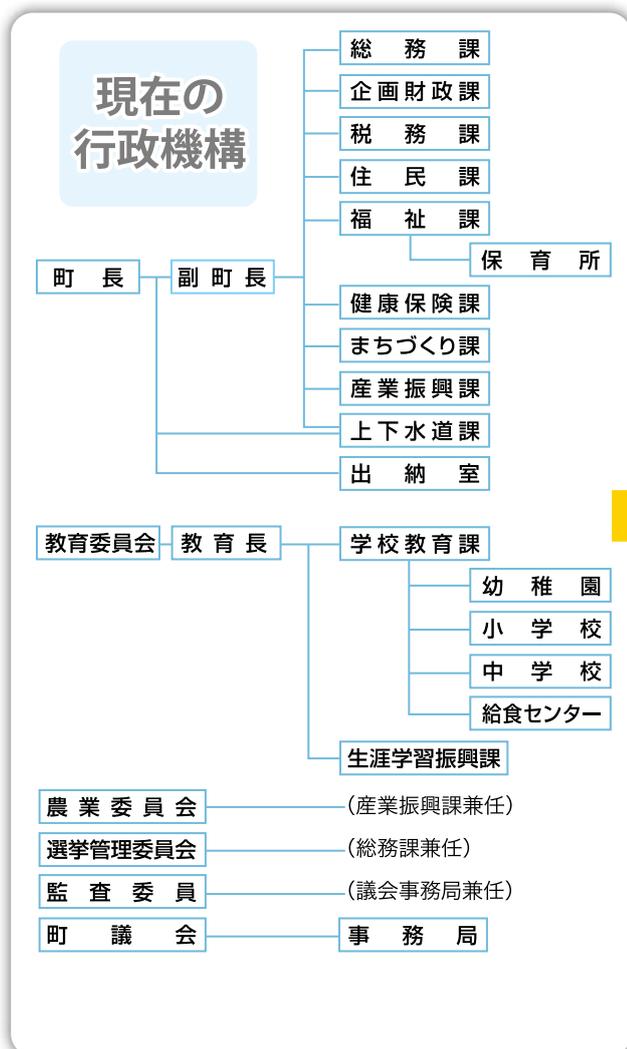
国の「子ども・子育て支援新制度」が平成27年から施行されます。町では子育て支援をさらに進めるため、従来福祉課にあった児童福祉部門を、学校教育課の幼稚園部門を、また健康保険課からは児童虐待部門を統合し、「子育て支援課」を設置します。

住民の安心・安全を強化

安心・安全で環境にやさしいまちづくりを進めるため、従来総務課の業務だった交通安全・防犯・防災部門と、住民課の環境衛生部門を統合します。さらに、与那原町の地勢的な特徴から、水路への土砂流入や土砂崩れに対応するため、産業振興課の農林水産業も含め「農水環境安全課」を設置します。

財政部門を独立

財政の規律を保つため、企画財政課から財政部門を独立させ、「財政課」を新設します。



与那原町魅力発見フォトコンテスト

ロゴマーク、キャッチフレーズ 東浜道路愛称

受賞作品を発表します

与那原町のさまざまな姿を写真で表現し、町の魅力を再発見しようと、与那原まちづくり推進協議会(座波朝正会長)は平成25年度事業の一環で「与那原町魅力発見フォトコンテスト」を行いました。また同協議会の「ロゴマーク、キャッチフレーズ」と、東浜地区にある3つの町道の「東浜道路愛称」も同時に募集しました。

応募数はフォトコンテスト53作品、ロゴマーク14作品、キャッチフレーズ7作品、東浜道路愛称は3道路合計42作品。昨年秋、同協議会役員が2回の審査を行い、このほど受賞作品が決定。11月30日に与那古浜公園で行われたイルミネーション点灯式会場で表彰式が行われました。またフォトコンテスト入賞作品は12月17日から4日間、役場ロビーで展示されました。

フォトコンテスト



授賞理由=えびす橋から新しいまちへ続く道や、軽便鉄道の壁画が、魅力あふれる与那原町の未来を表しているように感じる。また、町内外にあまり知られていない、幻想的な風景が水路付近にはあり、与那原町の新たな魅力として発信できる1枚である。

金賞 牧志愛子 (町道6号線=えびす橋)

牧志愛子さん談

「ここはいつも主人や友達とウオーキングするときに通る道です。この日も朝早く起き、朝焼けがきれいだったので空の色を撮ろうと、たまたま持っていた主人のカメラで撮りました。今回が初応募で初入賞。びっくりしています。とよみ大橋や空港道などのほか、城址など古い建物を撮るのが好きです。静かで古風な風景に惹かれます」



授賞理由=与那原町といえば大綱曳といわれるほど浸透しているが、人口増加が著しい与那原町にとって、これからも発信し続けていかなければいけない大綱曳を伝えていくものとしてふさわしい作品である。雌綱と雄綱が激しくぶつかり合う瞬間をとらえた、緊張感あふれる一枚である。

銀賞 峯光一 (与那原大綱曳)



授賞理由=与那原大綱曳には欠かすことができないメーモイの女性を動きの中で見事にとらえられており、多くの審査員の目をひいた。力強くも可憐な与那原の女性を表すものとして、大綱曳の魅力の再発見にふさわしい一枚である。

銅賞 宮平律子 (与那原大綱曳会場)



授賞理由=与那原町の新たな魅力として発信されている、水路をわたる橋が、新しい町東浜との懸け橋となっていることが表現されているように感じる。また、朝日が昇る直前の静けさと、外灯が照らす水路が幻想的。入賞は本来銅賞までであるが、審査員からの評価が高いため、審査員特別賞として授与することとした。

特別賞 牧志盛吉 (町道6号線=えびす橋)

ロゴマーク



与那原まちづくり
推進協議会

玉榮昭彦

授賞理由=瓦のシルエットと虹が独創的で、また、街並みが与那原の発展を表しているように感じる。デザインも親しみやすく、当協会が目指している、明るいまちづくりを見事に表現している。

標語

新垣亮子

ちゅ ちな ちゅ ちむ ちゅ まち まち おこ
「美ら綱 美ら肝 美ら町」で町興し

授賞理由=与那原のシンボル綱と、心、町全体と与那原のほぼすべての要素が網羅されており、与那原のまちづくりを推進するものである。

東浜道路愛称

國仲洋子

「東浜えびす橋通り」

(与那原6号線~東浜多目的広場)

授賞理由=地域の人にも認知されている「えびす橋」を名称に入れており、わかりやすい。

根川清義・國仲洋子

「与那古浜公園通り」

(県道糸満与那原線~与那原町域内)

授賞理由=道路のシンボルとなる、与那古浜公園を入れることで、道のイメージがしやすく、地域にも浸透しやすい。

國仲健次

「マリンタウンゆめなり橋通り」

(幹線1号線~マリンタウン東浜公園パークゴルフ場)

授賞理由=ゆめなり橋が地域に浸透している。また、「マリンタウン」という東浜にとって貴重な言葉を残すためにも必要だと考えた。

20歳になったら

国民年金

国民年金は、やがて訪れる長い老後や、生活の安定を損なうような万が一の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

Q 1 国民年金の加入手続きは、どこでできるの？

A 国民年金の加入手続きは、町役場福祉課の国民年金担当窓口または年金事務所でできます。

Q 2 毎月の保険料はいくら？

A 国民年金の保険料（定額）は、月額15,040円（平成25年度）です。なお、保険料をまとめて前払いすることにより割引される前納制度もあります。また、定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納付されると、将来、老齢基礎年金に加えて付加年金が支給されます。

Q 3 毎月15,040円は払えない…そんなときはどうすればいいの？

A 20歳になられ、所得が少なく保険料を納めることが困難な方は、若年者納付猶予制度や学生納付特例制度などの保険料免除制度を利用することができます。手続きは町役場福祉課の国民年金担当窓口または年金事務所で行ってください。

※学生納付特例制度の申請には、在学証明書または学生証の写しが必要です。

若年者納付猶予制度 学生納付特例制度

とは？

若年者納付猶予制度と学生納付特例制度は、ほかの年齢層に比べ所得が少ない若年層(20歳代で学生以外)の方や所得が無い学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなることを防止するため、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度のことです。

本人の所得で判定

一般の保険料免除(全額免除・一部納付)の場合は、世帯主の所得も含めて保険料免除の対象となるか判定いたしますが、**若年者納付猶予は本人と配偶者の所得のみ、学生納付特例は本人の所得のみ**で判定することになります。

そのため、世帯主の所得が高く、保険料免除の対象とならない20歳代の方でも、若年者納付猶予の対象となる場合があり、学生の方はご本人の所得がない場合は学生納付特例の対象となります。

※学生の方は、学生納付特例制度のみご利用いただけます。

もしもの時は障害・遺族基礎年金を受給

納付猶予や納付特例期間中にケガや病気で障害や死亡といった不測の事態が発生した場合、障害の状態に応じて障害基礎年金が、遺族(子のある妻または子)の方は遺族基礎年金を受けることができます。

※障害や死亡といった事故が発生するまでの国民年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料を納付、免除または猶予されていること、もしくは事故の直前の1年間に未納がないことが必要です。

お問い合わせ 福祉課 国民年金係 ⑤ ☎945-1525

平成26年

「はたちの献血」キャンペーン

今年与那原町の新成人になられた皆さん！ おめでとうございます！

沖縄県、市町村と日本赤十字社では、「はたち」の若者を中心に県民の皆様の献血の輪を広げるため、今年も、1月1日から2月28日までの2カ月間「はたちの献血」キャンペーンを実施しています。

このキャンペーンは、献血者が減少する冬期の輸血用血液を確保し、医療機関へ安定的に供給するために、特に成人として社会への第一歩を踏み出そうとしている方を含めた若年層の方々を中心に、広く国民に献血への理解と協力を求めることを目的として、展開しています。

献血で思い浮かべる一般的な姿は、採血車が移動しながら全国各地を献血をして回り、たくさんの血液が日々集められ、そして集められた血液はどこかで保管されて蓄えられているのだらうと思われるかもしれません。大量に蓄えがあるので、自分はいなくても大丈夫だらう。血液は充分足りているのだらうと思われるかもしれません。ところが、実際はそうではないのです。

病気などで、輸血を必要とする人の数は年々増え、1日平均で約3,000人もの人が輸血を受けている計算になります。輸血は場合によっては何リットルも必要となることがあり、年間で、約1,800万本の血液製剤が医療機関に供給されているのです。この人数の多さに驚いた方も多いのではないのでしょうか。

血液には有効期限があります。血液製剤の有効期限は、赤血球が21日間、血小板はたった3日間ですから、長期間保存することができません。

何度も献血をお願いしているのはなぜ？

血液は、現在の科学技術をもってしても、いまだに人工的に作ることはできません。血液を確保するためには、どうしても献血に頼らざるをえないのです。

また、最近では、若者の献血離れが進んでいて、平成13年の10代、20代の献血者数は約225万人でしたが、それから、10年後の平成22年は137万人と約40%も減少しています。今後、血液を必要とする高齢者の数は増加していくことから、若い世代の皆様を始めとする献血可能な方々の献血への理解と協力がこれからの課題です。

このように、血液をとりまく環境は、必要とする方は年々増え続けているが、献血者は減少していて、その上、人工的に造り増やすこともできず、せっかく集めた血液も長期保存ができません。

このような状況の中で、血液を安定的に供給するため、絶えず皆様に献血のお願いをしているのです。

1 命を「つなげる」!

献血によって1日に約3,000人の患者さんが輸血を受けたくさんの人の命が救われています。

2 みんなで「つなげる」!

- 献血するキッカケは？
「家族や友人から勧められたから」という人がたくさんいます。
- 献血してみたいけど…キッカケがない!という人があなたの周りにも…
- ぜひ、あなたが「つなげる」立役者になってください!

3 未来へ「つなげる」!

- 若い人の献血者が減っています。
- 15年後、献血者は100万人近く不足すると推計されています。
- 将来の献血を支えるために、若い人の協力が必要です。

40分で助かる
命がある!

あなたのその痛みが、あなたのその時間が、あなたのその行動が、
あの人の心を和らげる。
あの人の命をつなげる。
あの人に愛を伝える。

献血でつなげる命
はたちの力

集められた血液はどのように使われる？

がん治療にもっとも必要とされる輸血

交通事故など不慮の災害などの時に輸血は必要です。一般的にそのイメージが強くありますが、実際の血液の使い方では意外にも事故は少なく、もっとも輸血が必要な場面は病気の治療です。病気のうち半分が「がん治療」です。

白血病などの治療は、血液中の悪い細胞をやつける薬を使うため、血液の機能が弱まります。そのため、どうしても輸血が必要です。血液の成分には、体内に酸素や栄養分を運んだり、侵入した病原体やウイルスをやつけたり、ケガをした時に傷口をふさぎ止血をするなどの役割があり、輸血をすることで治療で弱まった血液を元気にすることができます。病気と闘うためには、輸血が必要なのです。

輸血の使用状況

病 気…88.6%(そのうち45.3%ががん)
損傷・中毒及びその他外因…2.7%
妊婦分娩…0.4%
その他…8.2%

このように、血液は病気の治療に必要な不可欠な機能を持ち、また、いまだに人工的には造れない貴重なものであることから、献血をすることの大切さ、重要性を理解していただき、病気と闘う方々がこれからも安心して治療を受け続けられるためにも、たすけあいの心で献血へのご協力をよろしくお願ひします。

お問い合わせ 福祉課⑤ ☎945-1525

平成26年度 小・中学校就学援助制度のお知らせ

本町では、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者へ、小・中学校でかかる費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。就学援助を希望される場合は、次に掲げる事項に留意のうえ、町教育委員会へ申し出てください。

※平成25年度に援助を受けた方で、引き続き希望される方も申請が必要です。

対象者

本町に住所を有する児童生徒、または町立学校に在籍の児童生徒の保護者で、下記(1)～(4)のいずれかに該当する方。

- (1) 現在、生活保護を受けている世帯
 - (2) 25年度に生活保護を停止または廃止された世帯
 - (3) 町民税非課税世帯
 - (4) 生活保護を受けていないが、援助を必要とする経済状況にある世帯
- ※同一住所で世帯を分離している場合でも、台所、風呂等と一緒にあれば同一世帯とみなします。
 ※(4)につきましては、教育委員会において必要書類等を審査し認定を受けた方とします。

具体的には、平成25年度(平成24年分)の所得で、同居の18歳以上家族全員の総所得額が、下表の目安額未満の世帯の方です。

認定基準参考例	世帯	家族構成	目安所得額
	2人	親1人・小学生1人の場合	148万円
	3人	親1人・中学生1人・小学生1人の場合	209万円
	4人	両親・中学生1人・小学生1人の場合	254万円
	5人	両親・中学生1人・小学生1人・4歳の場合	282万円

※上記金額は大体の目安です。家族の年齢構成などにより、世帯によって金額が異なります。

※所得とは、以下の算式で算出した金額をいいます。

所得＝所得税法上の所得の合算額(ただし、給与及び公的年金等については収入額)－所得控除(社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除)

援助する費用の種類(年額)

	学用品費	通学用品費	校外活動費	宿泊学習費	修学旅行費	新入学用品費	給食費	医療費
小学校	9,990円	1,960円	1,360円以内	3,000円以内	16,000円以内	17,910円	45,100円	医療券発行
中学校	19,530円	(1年生以外)	1,970円以内	なし	65,000円以内	20,610円	50,600円	

※認定される月により支給される費用の種類、金額が異なります。

※生活保護を受けている方は、修学旅行費と医療費のみが対象です。

※区域外就学の場合は、援助の内容は異なりますのでご相談ください。

※医療費は、学校保健安全法で指定された学校病(中耳炎・結膜炎・虫歯など)に限り、保険診療の自己負担分が扶助されます。

申請方法

申請窓口／与那原町教育委員会 学校教育課(与那原町役場2階)

受付期間／1月20日(月)～2月28日(金) 午前9時～午後5時(正午～午後1時、土日祝は除く)

※上記期間を過ぎても、随時受付しております(ただし、認定は5月以降になります)。

(例)1～2月申請→4月認定 3～5月申請→5月認定 6月以降の申請→申請月からの認定

必要書類等／① 平成26年度 就学援助費受給申請書兼認定調査書

※郵送した書類の中にあります。

② 所得課税控除証明書(同一世帯で18歳以上の者全員)

※所得や住民記録情報などを教育委員会が確認することについて同意する方は提出不要

※平成25年1月1日時点で与那原町に住所のない方は、その時点の住所地だった市町村からお取り寄せください。

③ 保護者名義の預金通帳(写し)

④ 申請者の印鑑(認め印)

※生活保護世帯の必要書類は①と④と生活保護証明です。

申請結果の通知

申請月	申請結果の通知時期
1月～2月に申請	4月下旬
3月～4月に申請	5月下旬
5月以降に申請	申請月の翌月下旬

お問い合わせ 与那原町教育委員会 学校教育課⑨ ☎945-2361(就学援助担当)

手続きが必要です

指定校変更・区域外就学

指定校変更

与那原町では学校教育法の定めにより、児童生徒の住所によって就学すべき学校（指定校）を決定しています。しかし、下記の指定校変更許可基準にある各区分のいずれかに該当すると認められ、就学する学校の学校運営に支障がない場合は、保護者の申請により指定校を変更できます。

指定校変更許可基準 与那原町に住民登録されている方が、指定校以外の与那原町立学校へ通学する場合の基準です。

区 分	理 由	対象学年	許可期間	変更可能な学校	必 要 書 類
転 居	学年途中で町内で転居した場合	全学年	卒業まで	在籍している学校	<input type="checkbox"/> 誓約書
転 居 予 定	町内で転居予定(1年以内)の場合	全学年	予定日まで	転居予定の住所が属する通学区域の学校	<input type="checkbox"/> 建築確認済通知書等の写し (建築請負契約書・売買契約書・賃貸借契約書等) <input type="checkbox"/> 誓約書
留 守 家 庭	保護者の就労等で下校後監護するものがないため、祖父母宅等に預ける場合	全学年	理由が存する期間	預かり者の住所が属する通学区域の学校	<input type="checkbox"/> 児童預かり証明書 <input type="checkbox"/> 勤務証明書 <input type="checkbox"/> 誓約書
兄弟姉妹同一校	兄弟姉妹が指定校変更(留守家庭の区分を除く)による在学、または入学の場合	全学年	卒業まで	兄弟姉妹が在籍し、又は入学する学校	<input type="checkbox"/> 誓約書
心 身 的 理 由	心身の故障により、指定校へ通学することに支障がある場合	全学年	理由が存する期間	通学に支障がない学校	<input type="checkbox"/> 医師の診断書 <input type="checkbox"/> 誓約書
そ の 他	教育的配慮により、指定校への通学が著しく負担になると教育委員会が認める場合	全学年	理由が存する期間	通学に支障がない学校	<input type="checkbox"/> 理由を証明する書類 (診断書・学校長の意見書等) <input type="checkbox"/> 誓約書

区域外就学

与那原町以外の市町村に住所がある児童生徒を与那原町立の学校に通わせたい場合、下記の区域外就学許可基準にある各区分のいずれかに該当すると認められれば、保護者からの申請の後、住所のある市町村の教育委員会から承諾を得たうえで区域外就学ができます。

区域外就学許可基準 与那原町に住民登録されていない方が、与那原町立学校へ通学する場合の基準です。

区 分	理 由	対 象 学 年	許可期間	就学可能な学校	必 要 書 類
転 入 予 定	与那原町への転入予定(1年以内)	全学年	予定日まで	転入予定の住所が属する通学区域の学校	<input type="checkbox"/> 住民票謄本 (続柄が記載されているもの) <input type="checkbox"/> 建築確認済通知書等の写し (建築請負契約書・売買契約書・賃貸借契約書等) <input type="checkbox"/> 誓約書
転 校 延 期	学年途中で与那原町から転出した場合	小学校1～5年 中学校1～2年 (学年始めの春休み期間を除きます) ※1	学年終了まで	在籍している学校	<input type="checkbox"/> 住民票謄本 (続柄が記載されているもの) <input type="checkbox"/> 誓約書
最 終 学 年	最終学年の途中で与那原町から転出した場合	小学校6年 中学校3年 (前学年の学年末の春休み期間を含みます) ※2	卒業まで	在籍している学校	<input type="checkbox"/> 住民票謄本 (続柄が記載されているもの) <input type="checkbox"/> 誓約書
そ の 他	特に教育上の配慮等が必要な場合と、教育委員会が相当と認める場合	全学年	理由が存する期間	応 談	<input type="checkbox"/> 住民票謄本 (続柄が記載されているもの) <input type="checkbox"/> 教育委員会が特に必要とする書類

※1 学年始めの春休み:4月1日～始業式前日 ※2 学年末の春休み:終業式翌日～3月31日

手続き方法 必要書類と認印をご持参のうえ、学校教育課(町役場2階9番窓口)で申請書にご記入ください。

※上記の内容は、許可が可能な事由であり必ず許可できるものではありません。

※詳しくは学校教育課までお問い合わせください。

お問い合わせ 学校教育課 ☎945-2361



あかぎ児童館を拠点に活動するファミリークラブ「あかぎ」主催の「第7回エコまつり&第6回手作り市」が11月9日、与那古浜公園で開催されました。

浜田保育所の園児たちによるちびっこエイサーや小学生による肝高ダンス、与那古区青年会によるエイサーなどのアトラクション、お母さん方による手作り市や地域参加型のフリーマーケット、こどもエコクラブの遊びの店やサポーターによる飲食店などで



母親も生き生きと 第7回エコまつり&第6回手作り市

地域子育て支援関連施設			
名称	子育て支援センター ひだまり	つどいの広場すまいる	子育てサークル パンピクラブ
場所	浜田保育所内	阿知利団地集会所 東浜コミュニティーセンター	あかぎ児童館
対象	就学前児童と保護者	概ね3歳以下の児童と保護者	就学前児童と保護者 ※パンピクラブは自主サークルです。
日時	月～金 9:30～13:00	月・水・木 9:00～14:00	火・金 9:00～12:00
			水 10:00～12:00
※祝祭日はお休み			



にぎわいました。大人も子どもも地域の方との交流を楽しみました。地域の大人や母親が生き生きと楽しんでいる姿は、子どもたちにとってもいい見本になったことでしょう。



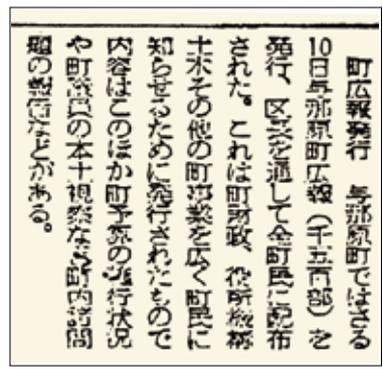
お問い合わせ あかぎ児童館 ☎945-1015

町史編纂室より

みなさんが今ご覧になっているこの広報紙は今回で449号を迎えました。では、いつごろ創刊されたでしょう？

答えは1963年5月10日です。琉球新報の1963年5月15日付に「町広報発行 与那原町ではさる10日与那原広報(千五百部)を発行、区長を通して全町民に配布された…」という記事が掲載されています。

約50年前に発行された創刊号の実物は現在残っていませんが、町史編纂室で保存している一番古い広報紙「広報よなばる 1970年6月15日(月曜日)発行」号から推測するとB4よりちょっと大きい新聞のようなものだったと思われます。その紙面には「1970年第2回町議会始まる 復帰体制 七一年度予算 六二万九千五百ドル」「七一年施政方針」「産業展示会 盛會に終る」「<料理メモ>子供に喜ばれる 肉料理二点」「保育手帳 三才児の食事の躰と習慣」「復帰に備えて



琉球新報1963年5月15日6面 (提供：琉球新報社)

所有権者不明土地の早期確認を!!」などの文字が並びます。議会の記事では、いよいよ次年度に迫ってきた日本“復帰”に向けて本格的に取り組み、町の体制を整えていくことや、当時議論され

みんなの広報、発信



広報よなばる1970年6月15日発行号ほか

ていた大里村・知念村・佐敷村との合併問題について記載されています。こうした記事から当時の与那原町の様子が垣間見えます。

この広報紙は、偶然により発見されました。他の古い書籍にまぎれて無造作にダンボールに入っていたのですが、実はそれが現時点で最も古い与那原の広報紙だったのです。

このように、普段は見逃している、皆さんの押し入れやタンスの奥の写真、チラシや本なども、もしかしたら、大変貴重な資料かもしれません。

町史編纂室では沖縄返還(1942年)までの与那原に関する資料を集めています。お手元に与那原町の歴史が感じられるモノがありましたら、ぜひ町史編纂室(☎098-871-9981)までご一報ください。写真などは複写して責任をもって返却いたします。まずはお気軽にお電話ください。町民の皆様のご協力をお願いいたします。

お問い合わせ 町史編纂室 ☎871-9981 Fax871-9982

1月	2月
1 水	1 土
2 木	2 日
3 金	3 月
4 土	4 火
5 日	5 水
6 月	6 木
7 火	7 金
8 水	8 土
9 木	9 日
10 金	10 月
11 土	11 火
12 日	12 水
13 月	13 木
14 火	14 金
15 水	15 土
16 木	16 日
17 金	17 月
18 土	18 火
19 日	19 水
20 月	20 木
21 火	21 金
22 水	22 土
23 木	23 日
24 金	24 月
25 土	25 火
26 日	26 水
27 月	27 木
28 火	28 金
29 水	
30 木	
31 金	

新しくいった本

	書名	著者名	出版社
一般図書	● はじめての熱帯魚飼育 ● 不動産のしくみがわかる本 ● 団塊の秋 ● わたしが正義について語るなら	月刊アクアライフ編集部 中山 聡/向井 博 堺屋 太一 やなせ たかし	エムピージェー 同文館出版 祥伝社 ポプラ社
	↳ 正義とは何か?僕たちが目指すべき正義とは…。私たちの絶対的なヒーロー「アンパンマン」の作者が作中に込めた正義への熱い思い!!		
児童図書	● 水族館のひみつ ● UFOのつくりかた ● これっていじめ? ● のりができるまで	新野 大 中垣 ゆたか タナカ ヒロシ —	PHP研究所 偕成社 ベースボール・マガジン社 ひさかたチャイルド
	↳ 身近な食材である「海苔」。その海苔がどこでどのように作られているかを、養殖現場から紹介します。海苔が商品になるまでの一連の流れを追います。		
郷土資料	● 帆足ガーデンでランチを ● 絶対!うまくなる三線100のコツ	帆足 邦子 仲本 光正	近代美術 ヤマミュージックメディア
	↳ 音楽経験ゼロからでも大丈夫!音譜の読み方、楽器の構え方、練習方法まで、わかりやすく!沖縄三線上達のコツ。		
雑誌	● 日経PC21 2月号 <NEW> (新着+定番で必ず役立つフリーソフト/タブレット最新モデル徹底比較) ● みんなの家庭の医学 Vol.5<NEW> (名医が認めた本当に体の不調に効く食べ物)		日経BPマーケティング 学研パブリック

あけましておめでとうございます

新年、あけましておめでとうございます。2014年、今年には午年ですね。何事もなく、うまく事が進む年になるといいですね。図書館職員一同、今年も多くの方に貢献できるよう頑張っております。今年もよろしくお祈りいたします。

【特別資料整理期間のため休館します】

1月27日(月)～2月12日(水)

特別資料整理を1月27日(月)～2月11日(火)の期間行い、この期間は休館日とさせていただきます。大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力よろしくお願いいたします。返却ポストは、いつでも利用できます。返却の際は、ポストをご活用ください。

12月の利用状況

登録人数
貸出人数
貸出点数
開館日数

お問い合わせ 与那原町図書館 ☎946-6959

印は休館日です

3町村 広域

与那原 西原 中城

ファミリーサポートセンター

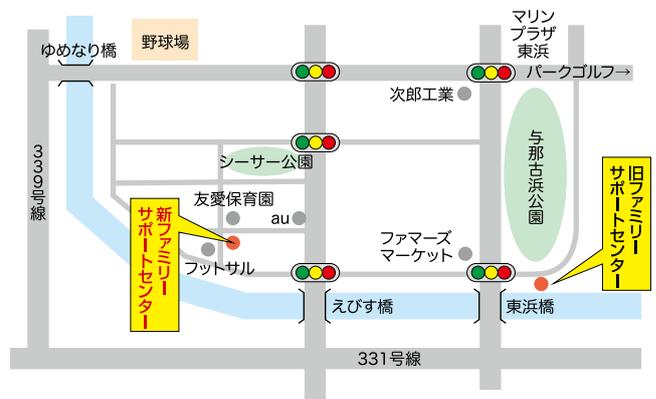
事務所移転のお知らせ

ファミリーサポートセンターはこのほど事務所を移転し、平成26年1月6日(月)からは下記住所で業務を開始しています。開所時間や電話番号などの変更はありません。

これからも子育て中のお母さんお父さんを支え、地域で子育て支援の輪を広げていきたいと思ひます。新事務所の皆様のお来所をお待ちしております。

センター開所時間

月曜日～金曜日 AM9:00～PM5:30



お問い合わせ 与那原・西原・中城ファミリーサポートセンター ☎988-1914
〒901-1304 沖縄県与那原町字東浜97-1 オーシャンブルーII101号

Fax 988-1924



ていーだブログ

浄化槽は“生き物”です

浄化槽は微生物の働きを利用して汚水を浄化する装置です。私たちと同じように日頃から健康管理を行う必要があり、微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理をすることが大切です。

維持管理が適正に行われないと、微生物の働きが弱まり、故障の原因となるだけでなく、地域の環境汚染(悪臭の発生等)にもつながります。必ず、点検・清掃・検査を受けましょう。

設置者維持管理の義務

設置者は、毎年1回の保守点検と清掃を行うとともに、法定検査を受けることが義務付けられています。

(浄化槽法第10条第1項及び同法第11条第1項)

清掃委託は許可業者へ

清掃は、市町村の許可を受けた浄化槽清掃業者が行います。

お問い合わせ (町許可業者) 与那原衛生 ☎945-3250

法定検査及び保守点検は

法定検査は、県知事が指定する検査機関(社団法人沖縄県環境整備協会)が行います。

保守点検は、県知事の登録を受けた保守点検業者か、浄化槽管理士が行うことになっています。

お問い合わせ (社)沖縄県環境整備協会 ☎835-8833

猫の飼い方マナー

ご協力をお願い

室内飼いをしましょう

周囲に迷惑をかけないように配慮し、環境を整え室内飼いをしましょう。猫は、上下に動ける空間と適度な遊び、そして何より、飼い主の愛情とコミュニケーションがあれば、家の中で飼うことができます。

室内飼いのメリット

- 1 ケガや事故から守れます
- 2 病気の感染が防げます
- 3 「フン・おしっこ・いたずら」などによる、ご近所とのトラブルがなくなります

去勢・不妊手術をしましょう

将来、子猫を増やすことを望まない場合は、去勢・不妊の手術をしましょう。性格も穏やかになり、飼いやすくなると言われています。

捨てることは絶対にいけません

不幸な猫を増やすだけです。最後まで責任を持って飼育しましょう。動物愛護法では、犬や猫を捨てると50万円以下の罰金、また故意に傷つけたりすると100万円以下の罰金又は懲役1年が科せられます。

猫のフンなどでご近所に迷惑をかけていませんか?

近所の飼い猫が自宅の庭に入り込んでフンを残していくという苦情が増えています。他人が所有・管理する土地はもちろん、

公園や道路などの公共の場所に飼い猫のフンを放置することは、周辺住民の方々に迷惑をかけることとなります。自宅の庭に猫のフンが放置され、悪臭を放っていたり、その片づけをしなければいけないのは、気分が良いものではありません。

飼い主は、室内飼いするよう努め、猫用のトイレを自宅内に用意し、自宅でフンの処理ができるようにしましょう。

猫を飼う際は、飼い主としての責任を認識し、ご近所に迷惑がかからないよう努めましょう。

住みよい環境づくりのために、飼い主の皆さまのご協力をお願い致します。

これから猫を飼われる方へ

猫を飼う前に以下のことを十分に考えてみてください。ひとつでも不安があるのなら、飼わないと決断するのも大事なことです。

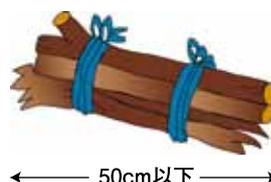
CHECK

- 周囲に迷惑をかけないように責任を持って飼うことができますか?
- 毎日の食費、病気の治療費、繁殖制限のための去勢・不妊手術費なども考えていますか?
- 家族全員の理解を得られていますか?
- 最後まできちんと愛情を持って世話をすることができますか?

庭の手入れなどで出る草木の出し方

草や葉(葉がついた細い枝)などは、燃やすごみの袋に入れ、袋の口を結んで燃やすごみの日に出してください。

枝(太さ約2cm以上)などは、長さ50cm以下に切り人が持てる重さで束ね、燃やすごみの日に出してください。



※草木を出す場合はなるべく枯らし、一度に出せる量は2袋もしくは2束までです。

お問い合わせ 住民課 環境衛生係① ☎945-4688

平成26年1月から

町税などにかかる延滞金と還付加算金の利率が引き下げられます

国税の延滞金などの割合が見直されたため、町税などの延滞金と還付加算金の割合が次の通りになります。

延滞金などの割合 (平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞金などに適用) **特例基準割合に年7.3%を加算した割合** (上限は年14.6%)

(納期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間は、特例基準割合に1%を加算した割合(上限は年7.3%))

※特例基準割合とは、国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の当該年の前々年10月から9月までの平均に、1%を加算した割合です。

【参考表】

	現 行		改正後 平成26年1月1日以後	
	本則	特例※1	本則	特例※1
延滞金	14.6%	-	14.6%	特例基準割合+7.3%=9.2%
納期限後1カ月以内	7.3%	4.3%	7.3%	特例基準割合+1.0%=2.9%
還付加算金	7.3%	4.3%	7.3%	特例基準割合=1.9%

※1 利率は、当分の間、特例を適用するものとされています。

お問い合わせ 税務課⑥ ☎945-4477 / 健康保険課② ☎945-2204

税務課からのお知らせ

浦添市産業振興センター・結の街閉庁日も対応します

平成25年分の確定申告期(平成26年2月17日～3月17日)で、那覇税務署と北那覇税務署の合同署外申告会場を「浦添市産業支援センター・結の街」に設置することに伴い、閉庁日も同会場に対応します。

閉庁日に対応する日

平成26年
2月23日(日)と
3月2日(日)

対応業務

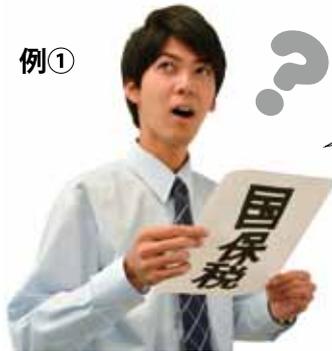
確定申告書用紙の配布、申告相談、
確定申告書の收受や納付相談

お問い合わせ 那覇税務署 ☎867-3101

国保世帯の皆様 所得申告をお忘れなく!

所得申告が
なぜ必要なの?

例①



所得が少ないのに
保険税が高い!

所得を申告していないため、国保税が軽減されていない場合があります。

※世帯の合計所得額や加入者数によっては、軽減に当てはまらないこともあります。

例②



所得が少ないのに
医療費が高い!

所得を申告していないため、医療費の自己負担限度額が上位所得者と同じ扱い(月額15万円+α)となり負担が大きくなります。

上記の例①、例②ともに20歳以上で未申告の方がいると、正しい扱いができません。

所得のない方や
被扶養者の場合も
申告を!

所得がない・少ない ▶

その場合も必ず申告しましょう(ゼロ申告)

配偶者や家族の「被扶養者」 ▶

そのままでは未申告と同じ扱いです。
被扶養者自身の所得申告も(ゼロ申告等)を行ってください。

申告の場所・期間は? ▶

町役場税務課または税務署が定めた方法で行ってください。

今年1月2日以降に転入の方 ▶

1月1日現在の住所地で申告してください。

注意!

税務署(所得税)では所得の少ない方や被扶養者の方は申告不要といわれる場合がありますが、国民健康保険では上記①②の判定に必要ですので、町役場税務課で申告するようお願いいたします。

お問い合わせ 健康保険課② ☎945-2204

確定申告の時期が近づいてきました

確定申告・年末調整・町県民税申告について知っておきましょう

確定申告とは	<p>私たちは、自分で得た所得について税を納める義務があります。この所得にかかる所得税を納めるために、事業者などが1月1日から12月31日までの所得や所得控除を、翌年2月16日から3月15日の申告時期に申告して納税する、これが確定申告です。</p> <p>※所得税の確定申告は所得税がかかる人のみ申告が必要です。所得税がかからない人は、町・県民税申告をします。</p>
年末調整とは	<p>給与の支払者は、毎月給与支払の際に給与から所得税を源泉徴収(給与天引き)することになっていきます。しかしこの額は、概算で計算されているため精算をする必要があります。この精算が年末調整です。年末調整によって源泉徴収されていた所得税が少ない場合は追加徴収され、多い場合は還付されます。</p> <p>一般に給与所得者は勤務先での年末調整をもって確定申告に代えますので、申告をする必要はありません。</p> <p>ただし、2ヵ所以上から給与をもらっており、他の給与を年末調整に反映されていない場合や、給与以外の所得がある場合などは、ご自分で確定申告をし所得税を再精算する必要があります。また、医療費控除など、年末調整では控除できない控除がある場合も確定申告をしないと還付を受けられません。中途退職などで年末調整できなかった方も確定申告により還付を受けられる場合があります。</p>

所得税の確定申告書や、年末調整後に勤務先より市町村に提出される給与支払報告書(源泉徴収票と同じ内容)が、個人住民税(町民税・県民税)の課税資料になります。

町県民税申告とは	<p>町県民税申告とは、町民税・県民税および国民健康保険税の課税の資料となるもので、市町村に住所を有する方は、前年の1月1日から12月31日までの所得や所得控除を1月1日現在の住所所在地の市町村で、確定申告と同時期に申告することになります。この申告がないと、所得証明書などの発行ができなかったり、国民健康保険税の軽減措置、国民年金保険料の免除申請や各種手当が受給できなくなるなどの不利益をこうむることがあります。</p> <p>※ただし、確定申告を提出する方、収入が給与のみで勤務先から給与支払報告書が提出されている方、収入が年金のみで年金の支払先から公的年金等支払報告書が提出されている方は、町・県民税申告をしなくてもよいことになっています。</p>
-----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

平成26年度の町県民税申告が始まります

2月13日(木)から2月27日(木)までの日程で町・県民税の申告受付が各区で始まります。

※各区で申告ができなかった人は、3月4日(火)より与那原町役場ロビーで受付を行います。3月11日(火)~17日(月)はお昼時間でも受け付けています。

申告が必要な人

平成26年1月1日現在、与那原町内に住所がある人。ただし、**勤務先から給与支払報告書(年末調整済)が提出されている人、所得税の確定申告書を税務署へ提出する人は申告の必要はありません。**前年中に所得のない人で、役場から申告書が届いた人は、申告書の裏面(所得がなかった人の記入する覧)を必ず記入し、提出してください。

(★町県民税や国民健康保険税の大切な資料となります)

必要なもの

印鑑、源泉徴収票または給与支払い者の証明書、事業所得の収支決算書や帳簿、不動産・配当・一時所得などの明細書、国民健康保険税・介護保険料・国民年金の領収書または納税証明書、生命保険料・損害保険料の証明書、障害者手帳、医療費の領収書など。

窓口に来られない場合

郵送での提出、代理人による申告でも受け付けています。

平成26年度の各行政区での申告受付は下記の日程で行われます。

受付年月日	区名	場所
2月13日(木)	板良敷区	板良敷区公民館
2月14日(金)	江口区	江口区公民館
2月17日(月)	港区	港地区コミュニティーセンター
2月18日(火)	浜田区	浜田地区公民館
2月19日(水)	上与那原区	上与那原区公民館
2月20日(木)	中島区 新島区	中島区事務所 綱曳資料館
2月21日(金)	与原区	与原区公民館
2月24日(月)	森下区 県営団地	森下区公民館 県営団地内集会所
2月25日(火)	大見武区	大見武集落センター
2月26日(水)	東浜区	東浜地区コミュニティーセンター
2月27日(木)	当添区	とうし・むらや~

各行政区での受付時間が変更になりました

受付時間…午前10時~正午、午後1時~午後3時

同じ日に2ヵ所で開催します

中島区・新島区/森下区・県営団地は、それぞれ同じ日に2ヵ所で受付します。

平成25年度(現年度分) 行政区別収納状況

平成25年11月末日現在(単位:%)

収納順位	町県民税(普通徴収分)		固定資産税		軽自動車税		国民健康保険税	
	行政区	収納率	行政区	収納率	行政区	収納率	行政区	収納率
1	港区	79.89	県営与那原・須利原団地	100.00	東浜区	97.53	上与那原区	62.14
2	森下区	75.38	東浜区	66.03	上与那原区	96.60	港区	59.21
3	江口区	74.53	港区	65.80	港区	96.38	板良敷区	59.17
4	大見武区	73.08	浜田区	64.39	町営住宅	95.68	当添区	58.84
5	上与那原区	72.78	森下区	63.63	当添区	95.32	東浜区	57.38
6	新島区	72.31	板良敷区	63.45	大見武区	95.02	新島区	56.72
7	板良敷区	71.53	上与那原区	63.38	板良敷区	94.79	与原区	55.82
8	東浜区	71.16	江口区	62.79	新島区	94.43	江口区	55.62
9	中島区	67.84	新島区	62.17	江口区	93.91	大見武区	55.14
10	浜田区	67.77	中島区	59.67	森下区	93.46	森下区	54.73
11	当添区	66.55	町営住宅	59.12	与原区	93.22	浜田区	53.91
12	与原区	65.92	当添区	58.30	中島区	93.05	中島区	53.86
13	町営住宅	59.33	与原区	58.01	県営与那原・須利原団地	92.03	町営住宅	52.27
14	県営与那原・須利原団地	52.79	大見武区	55.27	浜田区	90.59	県営与那原・須利原団地	44.92
	町外	64.47	町外	65.76	町外	96.94		
	平均	70.95	平均	63.36	平均	95.10	平均	57.23

※徴収率については、速報(概算)値を使用

平成25年度中の滞納処分状況

平成25年11月末日現在

【税務課】●預金差押 56件 ●年金差押 1件 ●不動産差押 1件
【健康保険課】●預金差押 1件

*

平成26年度から適用 個人住民税の税制改正

町・県民税均等割の標準税率が引き上げられます

東日本大震災を踏まえ、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するため、平成26年度から平成35年度までの間に限り、均等割の標準税率が引き上げられます。これにより、町民税・県民税均等割の標準税率にそれぞれ500円ずつ、合計で1,000円が加算となります。

均等割	現行(平成25年度まで)	特例期間(平成26年度～平成35年度)
県民税	1,000円	1,500円
町民税	3,000円	3,500円
合計	4,000円	5,000円

県民税均等割…現行の標準税率1,000円に、500円を加算した金額

町民税均等割…現行の標準税率3,000円に、500円を加算した金額

給与所得控除に上限額が設定されます

その年中の給与などの収入金額が1,500万円を超える場合、給与所得控除額に245万円の上限が設けられました。

《改正前》

給与などの収入金額	給与所得金額
10,000,000円～	給与収入×0.95-1,700,000円

《改正後》

10,000,000円～14,999,999円	給与収入×0.95-1,700,000円
15,000,000円～	給与収入-2,450,000円

ふるさと寄附金税額控除が見直されます

平成25年分から平成49年分まで復興特別所得税(2.1%)が課税されるため、所得税で寄附金控除の適用を受けた場合には、所得税額を課税標準とする復興特別所得税額も軽減されることとなります。

これに伴い、地方公共団体への寄附金(ふるさと寄附金)を行った場合の個人の町・県民税の寄附金税額控除も、復興特別所得税(2.1%)分に対応する率を減する調整が行われます。

ふるさと寄附金控除額=基本控除額+特例控除額

基本控除額=(寄附金額-2,000円)×10%

…寄附金額は、総所得金額の30%が限度

《改正前》 特例控除額=(寄附金額-2,000円)×(90%-0~40%の所得税の税率)

《改正後》 特例控除額=(寄附金額-2,000円)×(90%-0~40%の所得税の税率)×1.021

お問い合わせ 税務課 ⑥ ☎945-4477

境界問題でお悩みはありませんか？

県下一斉 法務局休日相談所 **無料**

土地のトラブル(筆界特定)のほか、不動産(土地・建物)登記、商業(会社・法人)登記、相続(遺言)や戸籍、帰化、成年後見の相談、供託相談(地代・家賃の弁済など)、人権相談(いじめ・体罰・近隣とのトラブル)の相談に法務局職員と土地家屋調査士が応じます。

- ▶ 日 時 / 1月19日(日) 10:00~16:00
- ▶ 場 所 / 那覇第一地方合同庁舎1階 共用会議室

お問い合わせ 那覇地方法務局総務課 ☎854-7951

アイヌの方々のための 全国一斉電話相談

日本の先住民族であるアイヌの人々は、北海道を中心に独自の文化と伝統を持つ民族として暮らしてきました。しかし度重なる日本の侵略や支配、明治以降の同化政策などで独自の民族文化が否定され続け、現在も差別が残っています。

公益財団法人 人権教育啓発センターでは、アイヌの方々の悩みをお受けするフリーダイヤルを開設しています。嫌がらせ・差別・プライバシー侵害などの相談もお受けします。相談は無料。匿名でかまいません。秘密は厳守します。

- ▶ 受付期間 / 1月19日(日)まで
- ▶ 時 間 / 平日 10:00~20:00 土・日・祝日 10:00~18:00

アイヌの方々のための相談専用フリーダイヤル ☎0120-771-208

平成26年 成人式

- ▶ 期 日 / 平成26年1月12日(日)
- ▶ 時 間 / 午後2時受付・午後3時開始
- ▶ 場 所 / 町社会福祉センター
- ▶ 対 象 / 平成5年4月2日生~平成6年4月1日生
 - ① 与那原町に住所を有する者
 - ② 両親が与那原町に住所を有する者
 - ③ 与那原町出身者であること
 - ④ その他、町長が認めた者

お問い合わせ 生涯学習振興課 ☎835-8220

平成25年度シンポジウム等助成事業 中村文昭氏講演会

演 題

お金ではなく、人のご縁で
でっかく生きる!
出会いを活かせば道は開ける

- ▶ 日 時 / 平成26年2月24日(月)
午後7時~
- ▶ 会 場 / 与那原町社会福祉センター
- ▶ 参加料 / 無 料
- ▶ 主 催 / 与那原町

多くの皆様がご参加くださいますようお願いいたします。

※このシンポジウムは全国モーターボート競走施行者協議会からの拠出金を受けて実施するものです。

お問い合わせ 企画財政課① ☎945-5323



2月・3月の無料法律相談

- ▶ 相談日 / 2月21日(金)・3月7日(金)・3月28日(金)
※原則として奇数月は第1・3金曜、偶数月は第3金曜日
- ▶ 時 間 / 午後2時~4時(受付順で時間指定)
- ▶ 場 所 / 町社会福祉センター
- ▶ 内 容 / 交通事故・土地問題・ヤミ金融・多重債務
相続遺言・家庭問題ほか
- ▶ 申 込 方 法 / 電話予約
- ▶ 担当弁護士 / 中野清光氏(町顧問弁護士)

お問い合わせ 総務課⑫ ☎945-2201

ご協力ありがとうございました

平成25年 住宅・土地統計調査

平成25年10月1日を基準日として、全国約350万世帯を対象とした住宅・土地統計調査が行われました。調査対象となられた世帯の皆様には、ご多忙の中ご協力いただきありがとうございました。

調査の結果は、国や地方公共団体における「住生活基本計画」の成果指標の設定、耐震や防災を中心とした都市計画の策定、空き家対策条例の制定等に幅広く利用されます。

2013年漁業センサス

平成25年11月1日を基準日として、2013年漁業センサスが実施されました。漁業関係者の方々には、ご多忙の中調査にご協力いただきありがとうございました。

調査の結果は、「水産基本計画」の検討・策定、漁港の整備や漁場の保全及び漁村の振興等、水産行政施策の推進のために活用されます。

お問い合わせ 企画財政課① ☎945-5323

小学生~高校生のための

春休み海外派遣 参加者募集

公益財団法人国際青少年研修協会では、学校体験・英語研修・自然異文化体験8事業の参加者を募集しています。体験を通して、お互いの理解や交流を深め、国際性を養うことを目的に実施します。お一人で参加の方が8割以上、はじめて海外へ行かれる方が6割以上ですので、事前研修会では仲間作りから丁寧に指導しますので、安心してご参加いただけます。

- ▶ 日 程 / 3月26日(水)~4月6日(日)※事業により異なる
- ▶ 対 象 / 小3~高3※事業により異なる
- ▶ 派 遣 先 / 米国・英国・豪州・カナダ・フィジー
ニュージーランド・フィリピン
- ▶ 内 容 / ホームステイ・ボランティア・文化交流
学校体験・英語研修等
- ▶ 参 加 費 / 29.8~43.8万円
(1月27日までにお申込の方は早割で1万円割引)
- ▶ 申 込 締 切 / 2月3日(月)

お問い合わせ (公財)国際青少年研修協会 ☎03-6417-9721
<http://www.kskk.or.jp>

平成25年 町在住叙勲受章者一覧

故・金城安信さん (浜田)	旭日単光章
安泉 俊一さん (当添)	瑞宝双光章
金城 末子さん (当添)	瑞宝双光章
眞榮平 蘭子さん (森下)	瑞宝単光章
瑞慶村 剛さん (浜田)	瑞宝単光章
伊是名 雅市さん (板良敷)	瑞宝単光章

消防設備士試験

国家資格「消防設備士」の試験を実施します

▶試験日 / 3月9日(日)

試験会場 / 琉球大学ほか

▶試験種類 / 甲種(特類、第1類～第5類)
乙種(第1類～第7類)

▶受付期間 / 1月31日(金)～2月7日(金)

▶願書配布先 / 各消防本部ほか

※電子申請できます。ホームページ

<http://www.shoubo-shiken.or.jp>

お問い合わせ (財)消防試験研究センター沖縄県支部 ☎941-5201

与那原町育英会 奨学生募集

与那原町育英会では、学業・人物ともに優秀な学生に対し、本町の振興を担う人材を育成する目的で奨学金を貸与する制度があります。

応募資格

- 本町に3年以上の住所を有する者
- 町県民税が均等割課税以下の世帯
- 大学・短期大学・高等専門学校・専修学校に在学・入学予定者
- 学業・人物ともに優秀であり、かつ健康である者
- ほかの奨学金貸与を受けていない者

貸与額と期間

- ▶貸与年額 / 県内30万円、県外40万円
- ▶貸与期間 / 奨学生採用時から最終年限の終期まで(無利息)

償還

- ▶償還期間 / 貸与期間終了翌月から6カ月を経過した後10年以内
- ▶償還方法 / 月賦または半年賦。年間最低償還額12万円(県外16万円)

採用定員 4人以内

提出書類・申込方法

与那原町教育委員会です定の申込をお願いします

提出期限 平成26年3月31日(月) 午後5時まで

お問い合わせ 与那原町教育委員会 学校教育科 ☎945-2361

MICE施設よ来い!



わきゃもん祭!!

将来を担う若者達がMICE施設誘致1つの目的のために結集! それぞれの特技を披露する事で誘致のPRをします。

日時 / 1月19日 15時～19時

会場 / 青少年広場

内容 / ダンスやエイサーなどアトラクションが多数! 屋台もです。

主催 / MICE施設誘致青年実行委員会

後援 / 与那原町・西原町

お問い合わせ MICE施設誘致青年実行委員会 事務局 ☎090-9490-9262

入場無料

広告

医療法人 和の会
与那原中央病院

診療科目 院長 平良 博史

内科・外科・整形外科・眼科・皮膚科・麻酔科
肛門科・泌尿器科・放射線科・リハビリテーション科
消化器科・循環器科・呼吸器科・歯科・歯科口腔外科
心カテ検査・睡眠時無呼吸検査・人工透析・人間ドック

〒901-1303

与那原町字与那原2905 ☎(098) 945-8101 (代)

広告

与那原町 住宅リフォーム支援事業

追加募集のご案内 補助金額
工事費用の20% 最高20万

ぜひ、この機会にお問い合わせ下さい。

総合塗装・防水・改修工事

光 ヒカリ塗装工業

事務所: 与那原町字東浜62-33 (203) ☎090-9656-8006

事務所兼ヤード 沖縄県南城市佐敷字新里519 TEL/FAX 098-911-0557

広告

今の「私」が輝いているのは
あの頃頑張った『わたし』が
いたから。

体験入会生受付中!
【対象】小5・6年生、中1～3年生



Keiou 慶桜会進学教室
www.keioukai.com
マリンタウン東浜校 ☎098-946-7877
〒901-1304 与那原町字東浜81-2

登記 相続 借金 など、司法書士にご相談ください

〈相談内容〉
不動産登記、会社設立・登記、分筆
相続、遺言、後見人、借金問題
裁判手続 などの法律相談

完全個室の相談ブース完備。
お気軽にご相談ください。(要予約)
※借金問題は初回相談無料です



きゃん事務所
代表司法書士 喜屋武 力
土地家屋調査士
〒882-8177 ☎0120-36-7930
営業時間 平日AM9:00～PM6:00
与那原町字東浜23番地2

くるまのことなら

次郎工業

■沖縄県島尻郡与那原町字東浜 88-1
TEL (098) 945-2000
FAX (098) 946-3097
☎0120-26-0013



おかげさまで50年
あなたのカーライフをサポート

与那古浜公園向かい



住宅型有料老人ホーム

ほがらか苑おおみたけ
入居者申込受付中!! 只今キャンペーン中

月額利用料

家賃 **29,800**円～

☎988-6555
(株)あゆみ(てるまさグループ)

【HP】 <http://terumasa-hogaraka.com/> 【E-mail】 keiki@hogarakagroup.jp

介護保険適用住宅改修工事

支給額 **最高18万円**

福祉用具
専門相談員
のいるお店

和式便器→洋式便器に取替
和室→洋室に改修
手すり・スロープ設置

与那原町下水道排水設備指定工事店
株式会社 七色 946-4508
沖縄県知事許可(一般-21)第11573号 〒903-0124 西原町呉屋69-2

財団法人 沖縄県総合保健協会 特定健診実施機関

お問い合わせ 098-889-6792

特定健診を受診しましょう!
特定健診を **人間ドック** に切り替えて受診することができます。

受診する際に必要なもの

特定健診受診券 がん検診受診券 保険証

*特定健診を人間ドックに切り替えて受診する場合には、健康保険(国保・社保)の種類や年齢などによって、個人負担額が異なります。まずは、お気軽にご相談下さい。



〒901-1192 南風原町字宮平212番地

いざという時のために…(事前相談)承ります

葬儀社 **24時間受付 ☎946-9300**

(有)セレモニー沖縄

葬儀担当者へお渡し下さい。特別割引が受けられます。

フラワーショップ **みやび**
☎0120-69-2117 TEL098-946-2117

与那原町東浜 93 の 2 シーサー公園近く

推薦入学試験B日程
社会人特別入学試験Ⅱ期

出願期間 **14日▶20日**

ホームページ <http://www.owjc.ac.jp>

沖縄女子短期大学
お問い合わせ ☎(098) 833-0716
申し込みは